
資料

用語解説

【あ行】

アクセス	目的地へ到達すること。または、その経路・手段。
アスリートタウン	市民と行政が一体となり、地域の特性であるスポーツを活かした活動や交流を進めながら、地域のイメージ向上や交流人口の増加を目指す都市。
1.5 車線の整備	交通量や沿道状況、地形などから判断して、2車線で整備する区間、1車線で整備する区間、局部的な整備で対応する区間を設定し、それらを組み合わせることで当面の課題への対処を従来よりも早く安価に行うという新しい整備手法。
オープンスペース	公園・緑地・河川・広場・農地など建物によって覆われていない空間、またはその土地。

【か行】

改正省エネルギー法	エネルギーの使用の合理化に関する法律。
開発許可制度	切盛土などの造成によって土地の区画形質を変え、農地や山林など宅地以外の土地を宅地にする開発行為を規制・誘導し、計画的なまちづくりを図ることを目的とした都市計画法における許可制度。
開発行為	建築物の建築又は特定工作物を建設する目的で土地の区画形質を変更すること。
街路事業	都市計画決定された道路を都市計画事業によって整備する事業。都市における円滑な交通の確保、豊かな公共空間を備えた良好な市街地の形成を図り、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に寄与することを目的とする。
改良済	計画路線が計画通りに整備されている状態。
概成済	計画路線上、あるいは、隣接して供用している道路があり、かつ、その道路の幅員が計画幅員の3分の2以上ある状態。
核家族	夫婦と未婚の子からなる家族。
河川整備計画	河川法に基づき、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備、維持管理等に関する事項について河川管理者が策定する計画。
可住地	土地から水面、その他の自然地、公共・公益用地、道路用地、交通施設用地、その他の公共公益用地、その他の空地に利用されている土地を控除した土地。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水（台所等の排水）をあわせて処理する浄化槽のこと。公共下水道のような集合処理方式とは異なり、個別の汚水を処理する方法。
急傾斜地崩壊危険区域	崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地について、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の規定に基づき、知事が指定した土地のこと。

狭あい道路	車の通行に支障のある道幅の狭い道路。幅員 4m未滿の道路のこと。
協働	市民や事業者、行政がそれぞれお互いの立場を認め合い、尊重し合いながら、対等の立場で共通の目標に向かい、協力・連携すること。
漁業集落排水事業	漁業集落における、し尿や生活雑排水などの汚水を収集するための管路施設や、汚水を処理するための汚水処理施設、発生した汚泥を処理する施設を整備するもの。
グリーン購入	買い物の時に、まず必要かどうかを考えて、必要な時は環境のことを考えて、環境負荷ができるだけ小さいものを買うこと。
グローバル化	社会的、経済的な連関が国家や地域などの圏域を越え、地球規模に拡大する現象。
景観計画	平成16年6月に施行された『景観法』に基づき『景観行政団体』が法の手続きに従って定める『良好な景観の形成に関する計画』のこと。 『景観行政団体』…都道府県及び指定都市等、また都道府県知事の同意を得た景観行政の実施機能を有する市町村のこと。
景観形成重点地区	景観計画の中で、景観形成上特に重要な地区として定めた、重点的・先導的に景観形成を推進する地区。
景観条例	景観づくりの理念や目標、具体的なまちづくりの誘導や市民の意見の反映などに関し、必要な手続きや方策などを制度的に定める条例をいう。
景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定等における良好な景観の形成のための規制等所要の措置を講ずる、我が国で初めての景観についての総合的な法律。
公共下水道事業	主として市街地における下水を排除し又は処理するために、市町村が管理する下水道。
工業統計調査	製造業の民間事業所の活動を把握するために、経済産業省が毎年行う調査。
交通結節点	鉄道駅、インターチェンジ、バスターミナルなど複数の交通手段（徒歩を含む）が集中的に結節し乗り継ぎが行われる場所。
国勢調査	全国都道府県及び市町村の人口等明らかにし、各種施策の企画・立案のための基礎資料を得ることを目的に、国内全居住者を対象に、総務省統計局が5年ごとに行う調査。
コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。
コミュニティセンター	自治公民館や地域の集会所等、地域活動の拠点となる施設。
コミュニティバス	既存の路線バスのみではカバーできない公共交通空白地域や市街地内の主要施設や観光拠点において、主に地方公共団体の主体的な関わりのもとで運行される乗合バス。

【さ行】

市街化区域	区域区分が定められている都市計画区域内で、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
-------	---

市街化調整区域	区域区分が定められている都市計画区域内で、市街化を抑制すべき区域。
市街地開発事業	総合的な計画に基づいて公共施設の整備あわせ、宅地や建築物の整備を行い、面的な市街地の開発を行う事業。都市計画法に位置づけられる市街地開発事業には、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業がある。
地すべり防止区域	地すべり地域の面積が一定規模以上のもので、河川、道路、官公署、学校などの公共建物、一定規模以上の人家、農地に被害を及ぼすおそれのあるものとして、国土交通大臣が指定した土地のこと。
自然公園	優れた自然の風景の保護と利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資するため、自然公園法に基づいて指定される公園。具体的には、国立公園、国定公園、都道府県の条例で指定される都道府県立自然公園がある。
自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的とした法律。
自然動態	一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き。
指定管理者制度	地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。
社会動態	一定期間における転入・転出に伴う人口の動き。
循環型社会	生産、流通、消費という社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の排出をできるだけ抑制し、排出された廃棄物について極力再生利用を推進する社会。
準都市計画区域	都市計画区域外において、無秩序な開発により用途の混在や良好な環境の喪失の恐れがある場合に、土地利用の整序のみを行う目的で定める区域。
準防火地域	都市計画法において、市街地における火災の危険を防除するため定める地域。
商業統計調査	商業の実態を調査するために、経済産業省が3年ごとに行う商業を営む事業所の全数調査。
商業販売額	卸売業または小売業の商業で売り買いされた物品の販売額。
少子高齢化	高齢者の増加により総人口に占める高齢者人口の比率（高齢率）が高まっていくことと、若年層人口の減少が同時並行的に進んでいる現象をあわせて少子高齢化という。
新エネルギー	太陽、風力、地熱等の自然エネルギー、メタノール等の合成燃料、並びに燃料電池やゴミ発電等の新しいシステムを含めたエネルギー。
人口動態	人口動態とは、自然動態と社会動態を合わせた人口の動き。
人口普及率	（下水道処理）人口普及率とは、総人口に対する下水道を利用できる人口の割合のこと。
親水空間	河川などの水に親しむ、または、水との親和性がある空間。
森林法	森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図ることを目的として制定された法律。
ストック住宅	現在、維持管理している公営住宅のこと。

製造品出荷額等	1年間（1～12月）における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からたくず及び廃物の出荷額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額。
セットバック	道路や敷地の境界線から後退して建物等を建てること。
セーフティーネット	安全網。国民の安心や生活の安定を支える社会保障制度のこと。

【た行】

第一次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では農業、林業、漁業がこれに該当。
第三次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、他に分類されないサービス業、公務がこれに該当し、農林水産業、鉱工業、建設業以外のサービス生産活動を主体とするすべての業種が含まれる。
耐震	建築物の地震に対する安全性を確保すること。大規模な地震発生時における建築物の倒壊・崩壊を防ぎ、利用者の安全を確保する。
第二次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業がこれに該当。
地域森林計画対象民有林	森林・林業基本法第11条に基づく森林・林業基本計画に基づいて国が定める「全国森林計画」に即し、知事が5年ごとに10年を一期として、対象とする民有林の森林の区域、森林の整備の目標などについて定める計画を「地域森林計画」といい、その計画対象となる民有林をいう。
地球温暖化	人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のこと。
地区計画	都市計画法の制度で、住民の意見を反映させて地区単位でつくる、地区独自のまちづくりのルールとなる計画。
超高齢化社会	総人口に占める65歳以上の老年人口の割合が21%を超えた社会。
DID区域	人口集中地区のこと。国勢調査において、人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接し、隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域を「人口集中地区」としている。
低炭素都市づくり	人口がまとまって分布して中心部を形成している都市や、公共交通機関が整備されている都市はCO ₂ 排出量が少ない傾向が見られることなどから、都市をコンパクト化するなど、CO ₂ 排出量などの環境負荷の小さな都市構造
道路交通センサス	道路交通の現況を把握し、将来の道路整備計画の立案資料とするため、国土交通省や関係機関が実施している全国規模の交通量及び道路現況調査。
特定環境保全公共下水道	公共下水道のうち、市街地外の区域において設置される下水道のこと。

都市機能	都市において活動する主体（住民・生活者、企業・事業者、行政体など）の多様なニーズに対応する機能。
都市機能を集約したまちづくり	人口の少子高齢化や環境問題、財政状況の悪化等をふまえ、拡大・拡散を伴う都市化社会から、都市型社会への移行をめざし、消費や生産、公共サービスなどさまざまな機能をコンパクトに集中させることで都市の活力を持続させるまちづくり。
都市基幹公園	都市住民全般の利用を対象とし、都市の中で比較的大規模な公園である総合公園や運動公園。
都市計画	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、「土地利用」、「都市施設」、及び「市街地開発事業」に関する計画を総合的・一体的に定める計画。
都市計画区域	「一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域」として都道府県が指定する区域。
都市計画基礎調査	都市計画に関する基礎調査。都市計画法に基づき、概ね5年ごとに人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現況及び将来の見通しを調査するもの。
都市計画道路	都市計画区域内の国道や県道・市道のうち、主要な道路として、将来、整備が必要な道路の形や幅を都市計画道路としてあらかじめ決めることにより、鉄筋コンクリート造や3階建以上の建物、地下を有する建物などが建てられなくなるなどのルールを定めている。
都市計画法34条11号	市街化調整区域内でも都市基盤施設が整っている一定の区域（条例で集落区域を指定）について、新たに住宅の建築を認める規定。
都市構造	都市を形成する上で骨格となる交通体系、土地利用、自然環境などの全体的な構成。
都市施設	道路、公園、下水道など、円滑な都市活動を支え、良好な都市環境を確保する上で必要な施設。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内において、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために、土地の区画形質の変更や道路、公園、広場などの公共施設の新設又は変更を図る事業。
土地利用のルール	多くの人が集まり暮らす都市では、お互いに周りのことを考えて、まちづくりに必要な土地の使い方や建物の建て方などについて、都市や地域の共通のルールとして定めるもの。

【な行】

ニーズ	要求。需要。
農業振興地域（農振法）	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業の健全な発展及び国土資源の合理的利用の見地から、一体的として農業の振興を図ることが相当と認められる地域で、都道府県知事が指定する地域。
農業集落排水事業	農業集落におけるし尿、生活排水等の汚水又は雨水を処理する施設を整備し、農業用排水の水質保全、機能維持、また、農村生活環境の改善を図るもの。
農地転用	農地として登記してある土地を、他の用途に転用すること。

農用地区域 農業振興地域内の土地で、農業生産に利用される土地の区域。農業振興地域の指定を受けた市町村が作成する農業振興地域整備基本計画で定められ、農業以外の土地利用は厳しく制限される。

乗合タクシー 10人以下の人数を運び営業用自動車を利用した乗合自動車で、定時定路線で運行する形態と事前に予約を受けて運行する形態がある。

【は行】

ハザードマップ 災害が発生した場合の状況を想定し、避難地や避難路の位置、災害時の心得等を示し、防災意識の高揚と災害への備えの充実を図るもの。

パブリックコメント 行政機関が計画等を策定するに当たって、事前に計画等の案を示し、その案について広く市民から意見や情報を募集するものです。

バリアフリー 社会生活における物理的・制度的な障害・障壁を取り除き、高齢者や障害者にも使いやすいような状態。

人にやさしいまちづくり 道路や公園、その他施設整備において、ユニバーサルデザイン（障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいようにデザインすること）に配慮したまちづくりの充実度を表す

風致地区 都市計画法において、都市の風致を維持するため定める地区。

保安林 水源の涵養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、風害・水害・潮害・干害・雪害・霧害の防備、雪崩または落石の危険の防止、火災の防備等の目的のために、森林法に基づき農林水産大臣又は都道府県知事が指定した森林。

【ま行】

みどりのネットワーク 街路樹の緑や公園の樹木や草花などの緑、河川や水辺の緑などの緑を繋げることにより、やすらぎや憩いがある良好な空間を創ること。

【や行】

ユニバーサルデザイン 年齢、性別、国籍・居住地の違いや、身体障害の有無、能力の如何、国籍などに左右されることなく、できるだけ多くの方が使いやすいように、施設、環境、製品などをデザイン（設計）すること。または、そのデザイン（設計）

要援護者 （災害時）要援護者とは、高齢者世帯、要介護者、障害者、難病患者、妊婦、5歳未満の乳幼児、外国人といった災害時に1人で非難が難しい住民のこと。

用途地域 都市計画法に基づく地域地区の一種。市街地のそれぞれの地域において好ましい土地利用誘導や環境形成の方針に応じて12種類に分類し、建物の種類や大きさ、高さなどを定める。

【ら行】

ライフサイクルコスト	建物の企画・設計費、建設費などの初期投資と、保全費、修繕・改善費、運用費などの運営管理費及び解体処分までの「建物の生涯に必要な総費用」のこと。
ライフスタイル	生活様式。衣食住に限らず、行動様式や価値観なども含む。
ライフライン	水道、下水道、電気、ガス、電話等人々の日常生活を維持するために不可欠な供給システムを指す。
流出人口	本市に常住し本市以外へ通勤・通学する人口のこと。
流入人口	本市以外に常住し、本市に通勤・通学する人口のこと。
臨港地区	都市計画法において、港湾を管理運営するため定める地区。
レクリエーション	仕事・勉強などの肉体的・精神的疲労をいやし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。また、その休養や娯楽。

【わ行】